



社会福祉法人

# 野田市社会福祉協議会

ホームページアドレス : <http://www.nodasyakyo.or.jp>

“ふれあいと支えあい”  
誰もが安心して暮らせる  
まちづくりを推進しています

## ●はじめに

野田市社会福祉協議会は地域福祉のニーズに対応した事業を展開するため、野田市と住民のみなさまの協力のもと、昭和26年に発足し、昭和48年に法人化され、民間の福祉団体として歩みはじめました。野田市社会福祉協議会は、地域住民のみなさま、市内で福祉活動等に取り組む福祉団体、当事者団体、民生委員児童委員やボランティア、福祉関係行政機関等で構成されており、これからも地域のみなさまとともに福祉のまちづくりをすすめていきます。

## ●社会福祉協議会って？

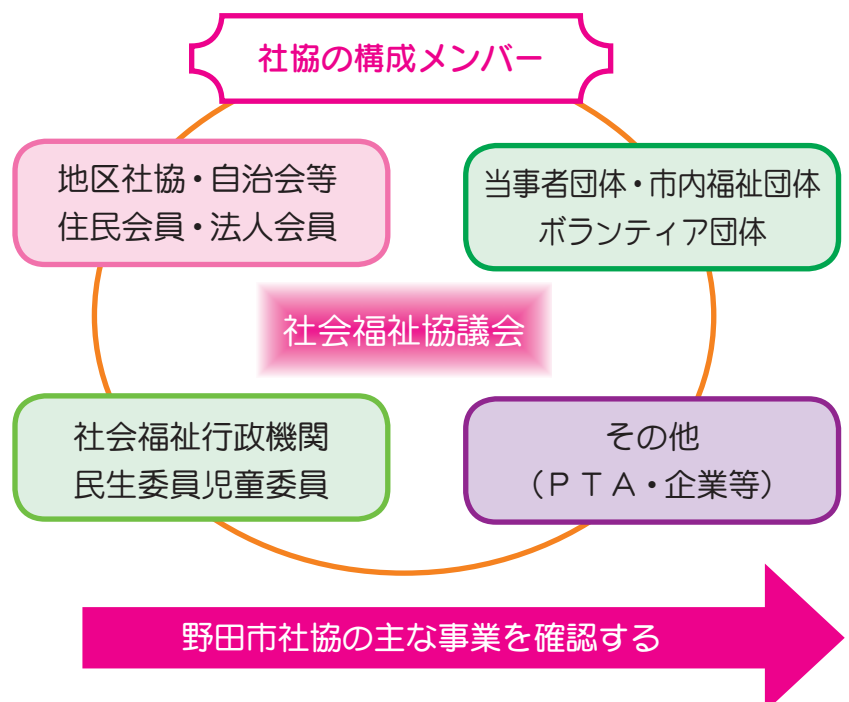
社会福祉協議会は略して「社協」と呼ばれています。

全国の市町村単位に設置され、地域の誰もが安心して暮らし続けることができる福祉のまちづくり(地域福祉活動)を実現するために、地域住民のみなさまを会員として構成された公共性の高い民間の社会福祉団体です。

社協では主に各種福祉サービスや相談活動、ボランティアの支援など、地域の特性に応じた活動を様々な場面で展開し、地域の福祉増進に取り組んでいます。



住民参加による福祉のまちづくりを推進  
(地区社会福祉協議会活動)



# 社会福祉協議会のしごと

## 地区社会福祉協議会活動

- (内 容) 住民参加による福祉の網の目づくりを推進し、「一人ひとりがより豊かに地域でともに生きる社会」を目指す  
(設 置 数) 市内全域に22地区の地区社会福祉協議会を設置

## 児童・母子父子の福祉

### ●育児支援家庭訪問員の派遣

- (対 象 者) 出産後間もない時期の母親が体調不良のため、家事に支障が出ている家庭や育児不安や育児ストレスを感じている家庭  
(内 容) 育児・家事・相談業務

### ●学童保育所の運営

- (内 容) 両親の就労等による留守家庭児童の保育  
(運営施設) 北部・みずき・三ヶ尾・関宿・清水第二・岩木第二・七光台第二・尾崎第二・関宿中央第二・野田第二・山崎第二・柳沢第二・宮崎第二・みずき第二学童保育所の14施設

### ●ファミリー・サポート・センターの運営

- (目 的) 会員相互の援助活動により、仕事と育児の両立支援と児童の健全育成を図る有償サービス  
(内 容) 保育施設等への送迎や買い物・冠婚葬祭時の保育等

### ●子ども館の管理

- (内 容) 月・火曜日・祝日の管理  
(管理施設) 中央・うめさと・谷吉・山崎・七光台・関宿子ども館

### ●子どもの遊び場の遊具の補修

- (内 容) 地域にある神社や自治会館等に設置してある遊具の管理

## 貸出事業

### ●車いす対応軽自動車「たんぼぼ」の貸出

- (内 容) 車いすのまま乗降できる軽自動車を貸出  
(貸出期間) 1週間を限度

### ●ゆうあい号の貸出

- (内 容) 車いすのまま乗降できるワンボックス車を貸出  
(貸出期間) 3日間を限度

### ●さわやか号の貸出

- (内 容) 福祉団体に対して、行事や研修等の事業支援のために23人乗りのバス「さわやか号」を貸出  
(貸出期間) 原則として2日間まで

### ●車いすの貸出

- (内 容) 病気やケガ等で必要な場合に、車いすを貸出  
(貸出期間) 原則として1か月間

### ●チャイルドシートの貸出

- (内 容) 6歳未満の乳幼児を養育している方にチャイルドシートを貸出  
(貸出期間) 一般貸出…6か月間・短期貸出…3か月間

## 貸付事業 (貸付には条件があります)

### ●福祉資金の貸付 (善意銀行)

- (内 容) 生活困窮者に対して無利子で貸付

### ●生活福祉資金貸付事業の受付窓口

- (内 容) 他からの融資が受けられない低所得世帯、日常生活において介護が必要な高齢者(65歳以上)や障がいをお持ちの方がいる世帯の自立と安定のための資金貸付の受付

## 障がい者の福祉

- 移動入浴事業（対象者）ねたきり心身障がい者(児)の方  
（利用料）無料
- 手話通訳者の派遣（対象者）聴覚障がい者の方  
要約筆記者の派遣（対象者）難聴者、中途失聴者の方  
（派遣範囲）手話、要約筆記共に外出等の際に意思の疎通が円滑に行えないことで社会生活上支障があると認められた時
- 盲人ガイドヘルパーの派遣（障害者総合支援法同行援護事業）  
（対象者）障害福祉サービス受給者証を所持している契約者  
（派遣範囲）営業、政治、宗教活動、宿泊を伴うもの以外の活動
- 身体障がい者教習用自動車の管理運営  
（対象者）自動車運転適性検査に合格した身体障がい者の方  
（利用料）無料
- 野田市斎場売店事業  
（目的）障がい者の社会参加促進と市民の利便性の確保  
（内容）喫茶、飲物・菓子類・佛具類の販売
- 点字・声の広報等発行事業  
（対象者）視覚障がい者（身体障害者手帳所持の方）  
（内容）視覚障がい者が市報等の情報を得るために必要な点訳図書等及び録音CD等を作成し、送付
- 障がい者用選挙公報作成及び配布委託業務  
（内容）視覚障がい者が選挙の情報を得るために、野田市選挙管理委員会の発行する選挙公報の音訳版及び点訳版を送付し、加えて投票所における点字用氏名掲示を作成

## 高齢者の福祉

- 訪問入浴介護事業（対象者）介護保険対象の方  
（介護保険指定事業）（費用負担）サービス利用料の1割～2割
- 介護予防訪問入浴事業（対象者）介護保険対象の方  
（介護保険指定事業）（費用負担）サービス利用料の1割～2割
- 結婚50周年記念事業（内容）金婚を迎えられた方に記念写真撮影と寄席鑑賞に招待
- 介護支援ボランティアポイント事業  
（対象者）市内在住の65歳以上の方で、介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けておらず、介護保険料の滞納がない方  
（内容）介護保険施設でボランティア活動を行い、社会参加や地域貢献をするとともに、ご自身の健康増進、生きがいづくり、介護予防を図ることを目的とする。

## 権利擁護事業

- 日常生活自立支援事業  
（内容）定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する事業

## 各種講座・講習会の開催

- 手話講習会・要約筆記講習会  
（内容）聴覚障がい者への理解や手話・要約筆記に対する関心を高め、通訳者を志していただけるよう講習会を実施
- 障がい者パソコン講習会  
（内容）情報手段の確保と障がい者の自立支援のために障がい者パソコン講習会を実施
- 市民後見人養成講座  
（内容）将来的に野田市でご活躍いただける市民後見人を養成し、成年後見制度の普及を図る目的で開催

## 相談事業

- 心配ごと相談  
（内容）日常生活のあらゆる悩みごとの相談に応じる。  
（日時・場所）毎週火曜日、第1金曜日 13:00～16:00 総合福祉会館

## その他の事業

- ・総合福祉会館の管理運営 ・善意の寄付の受入れ ・やすらぎの郷の管理運営 ・ボランティアセンターの運営
- ・災害見舞金や歳末見舞金の交付 ・広報紙「社福のだ」の発行 ・赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金の協力

## ●社会福祉協議会の会費のご納入のご協力をお願いします。

野田市社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指す民間の福祉団体(社会福祉法人)です。野田市にお住まいのみなさまの支援を得て、地域福祉活動を推進しています。

地域福祉活動を推進するためには財源が必要ですが、そのひとつがみなさまからご協力をいただく「会費」です。

会費の納入(会員加入)は自由意志に基づくものであり、決して強制的なものではありませんが、野田市にお住まいのみなさま及び法人・団体等のみなさまには、社協活動や地域福祉活動にご賛同の上、会員にご加入いただき、会費納入にご協力をお願いいたします。

## ●社会福祉協議会会費のご案内

## ●会費の納入時期と方法について

種類	会費(年額)
一般会費	1世帯 500円以上
特別会費	1,000円以上
法人会費	10,000円以上

毎年9月上旬に自治会(町内会)等の代表者様を対象とする説明会を開催させていただきます。自治会(町内会)を通じてお願いしています。

## ●よくある質問について

### ①どうして自治会が会費を集めるの？

社協では「地域での支え合い・助け合い」の精神から住民のみなさまに会費の協力をお願いします。自治会(町内会)は、地域と密接にかかわっており、自治会(町内会)と地区社協が地域福祉を推進する上で一緒に活動していくことが、最も効果的であると考えられることから、自治会(町内会)のみなさまにご協力をお願いします。

毎年、会費のご協力が得られるのは、自治会長(町内会長)様をはじめ地域のみなさまのおかげです。引き続きご理解・ご協力をお願いします。

### ②主な会費の使いみちについて教えて。

ご協力いただいた会費は、主に以下の事業に活用をさせていただいています。

#### ●地区社会福祉協議会への助成

市内に22ヶ所設置されている地区社会福祉協議会の活動費として会費の一部を還元、会員世帯数に応じて補助金を交付しています。

#### ●ボランティアセンターの運営

ボランティア活動をしたい人、必要とする人の相談及びあっせん等を行います。また、災害時には必要に応じ、災害ボランティアセンターを開設します。

#### ●日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の方で、判断能力の不十分の方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を行います。

#### ●資金貸付事業

生活困窮世帯に対し、世帯更生のための一時的な生活資金の貸付をしています。

#### ●各種貸出事業

車いす、車いす対応自動車、チャイルドシート等の貸出を行っています。

# ●平成27年度 決算報告

(単位:円)

区分	科目	法人全体会計
収入 (勘定科目内訳)	受託金収入	213,761,244
	経常経費補助金収入	46,009,500
	会費収入	20,464,468
	介護保険事業収入	13,384,971
	事業収入	12,553,010
	サービス区分間繰入金収入	10,631,536
	事業区分間繰入金収入	9,856,864
	障害福祉サービス等事業収入	5,823,380
	施設整備等寄付金収入	1,650,000
	寄附金収入	1,273,371
	貸付事業収入	447,000
	その他の収入	52,656
	受取利息配当金収入	35,608
	その他の活動による収入	0
	合計(1)	335,943,608

区分	科目	法人全体会計
支出 (サービス区分)	受託事業	210,068,610
	法人運営事業	46,022,231
	共同募金配分金事業	18,831,083
	介護保険サービス	12,843,018
	福祉サービス利用援助事業	10,509,223
	還付金	7,814,900
	自動販売機設置事業	6,904,922
	障害福祉サービス事業	5,837,930
	斎場売店事業	5,493,091
	資金貸付事業	4,187,487
	ボランティアセンター活動事業	3,672,367
	心配ごと相談所事業	415,388
	基金等	500
	合計(2)	332,600,750
収支差額合計(3)=(1)-(2)		3,342,858

※予算、決算、事業報告等、詳細については社会福祉協議会のホームページに掲載させていただいています。  
URL : <http://www.nodasyakyo.or.jp/>もしくは野田市社会福祉協議会で検索ください

## ●地区社協とは

野田市内22地区に設置され、地区社協とよばれています。住民の生活課題を発見、把握し解決につなげていく役割を持っています。財源は社協会費からの還元、共同募金からの助成金等です。地区社協ではサロンの開催や独居の高齢者の方への友愛訪問、福祉まつり等を行っており、構成メンバーは自治会(町内会)、民生委員児童委員、その他団体等の地区に関わる方々です。

関宿地域		
1	関宿地区社協	
2	二川地区社協	
3	木間ヶ瀬地区社協	
川間・北部地域		
4	川間地区社協	
5	北部地区社協	
6	七光台地区社協	中央・東部地域
7	西部地区社協	
中央・東部地域		16 宮崎・柳沢地区社協
南部・福田地域		
8	上花輪地区社協	17 南部中央地区社協
9	清水地区社協	18 南部南地区社協
10	中根地区社協	19 南部北地区社協
11	太子堂地区社協	20 南部東地区社協
12	中野台地区社協	21 南部第2地区社協
13	中央地区社協	22 福田地区社協
14	上町地区社協	



## ●会費の還元について

ご納入いただいた一般会費500円のうち300円を超えた金額、(特別会費は40%)がみなさまのお住まいの地域の地区社協へ還元され、300円は野田市社会福祉協議会の事業を行うための財源となります。

一般会費500円	地区社協還元金 200円	お住まいの地域の福祉活動へ 地区社会福祉協議会の事業費として ※主な事業内容 ・サロン活動 ・友愛訪問 ・福祉まつり等
	市社協事業費 300円	市内全域の福祉活動へ 野田市社協の事業費として ※主な事業内容 ・ボランティアセンター運営 ・日常生活自立支援事業 ・福祉資金貸付事業等

ボランティアを始めようかな、ボランティアに興味がある方は  
**野田市ボランティアセンターへ**  
 合言葉は「できることから」

ボランティアは老若男女を問いません。たくさんの人と係わり、誰もが自分らしく豊かに暮らせる社会を目指して強制されることなく、自分にできることを考え、自ら進んでする活動です。

### ●ボランティアセンターの支援内容

#### 〔1. ボランティアに関する相談・あっせん〕

ボランティア活動をしたい人、受けたい人の相談・あっせん

#### 〔2. ボランティアの養成〕

各種ボランティア養成講座の開催

#### 〔3. 福祉教材・機器の貸出〕

ビデオ・液晶プロジェクター、マイク、点字練習器、OHC、スクリーン、高齢者疑似体験セット、福祉教育用車椅子、輪投げ・魚釣りゲーム等

#### 〔4. 情報提供〕

ホームページ・SNS・広報紙・掲示板などによる情報提供

#### 〔5. ボランティア活動の支援〕

登録グループ・個人の活動の支援

#### 〔6. 調査・研究・情報収集〕

地域のニーズの把握・ボランティア情報の収集

#### 〔7. ボランティア保険の加入の促進〕

活動中の事故に備えたボランティア保険への加入



車椅子・目隠し歩行体験学習支援の様子